

「政策と統計検討会」開催要綱

平成 29 年 4 月 1 日
最終改正 平成 29 年 6 月 2 日
統計研究研修所長決定

1 目的

政策に統計を活用した事例を調査・整理し、政策に統計を活用するための統計研修の充実・強化を図るため、政策と統計検討会（以下「検討会」という。）を統計研究研修所において開催する。

2 名称

本検討会は、「政策と統計検討会」と称する。

3 主な活動

本検討会の主な活動内容は、以下の各号のとおりとする。

- (1) 政策に統計を活用した事例の調査・整理
- (2) 政策に統計を活用するための統計研修の企画
- (3) その他、政策と統計に関する研修に必要な検討

4 構成及び運営

- (1) 本検討会は、統計研究研修所長の検討会として開催する。
- (2) 本検討会の構成員は、統計研究研修所長が指名する者とする。
- (3) 本検討会の座長は、統計研究研修所長が指名する者とする。
- (4) 本検討会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者から意見を聴取することができる。
- (5) その他、本検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

5 議事の公開

- (1) 本検討会の議事及び使用した資料については、次の場合を除き、公開する。
 - ① 公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害する恐れがあると座長が認める場合
 - ② その他、非公開とすることが必要と座長が認める場合
- (2) 本検討会終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。

6 検討会の開催

本検討会は、年度 6 回程度を目処として開催する。

7 庶務

本検討会の庶務は、統計研究研修所研修企画課が行う。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 2 日から施行する。